

校区まちづくり協議会の形成及び運営に対する 市の支援策

～ 始めに ～

支援策の目的

地域住民の生活は、個人の価値観の変化、プライバシー観念の高揚などから、個々人の生活スタイルを重視する状況が生まれており、さらに、少子高齢化や核家族化の進展とも相まって、従来の「隣近所で助け合う」「支え合う」という住民意識の低下に伴い、住民と地域の関わりが希薄となり、地域が互いに協力し助け合う機能が低下しています。

このような状況のもと、現在、地域での高齢者や子どもの見守りをはじめ、防犯、防災などの安心安全、福祉、環境、教育、文化など、住民の生活に直結する地域課題や住民ニーズが多様化・複雑化してきています。

これらの状況を的確に把握するとともに、その解決を図っていくことが、「自助」・「共助」・「公助」の役割分担のもと、行政と地域それぞれに求められているところです。

大牟田市では、このような地域の課題解決を図っていく方策として、今般、「大牟田市地域コミュニティ基本指針」を策定しました。この基本指針は、地域コミュニティの再生を目指しており、それぞれの地域課題を克服するために必要な、人的・物的・資金的な地域支援策も行うことによって、協働による地域づくりを進めていくものです。

目的を達成するために

校区まちづくり協議会は、各小学校区における「共助」を基礎とした地域づくりの推進母体となるもので、それを形成し円滑な運営を図っていくためには、

- ・ 地域の問題や課題に対して、様々な組織・団体が横断的かつ総合的に協議・協力できること
- ・ 自治会は、資源物回収や防犯灯街路灯維持管理といった活動にとどまらず、より地域的活動に広がりを見せるようになること
- ・ 町内公民館には、これまでの地域のまちづくりに係る経験と知識を活かして、自治会、各種団体等と連携・協力しながら地域活動を推進してもらうこと

が、必要です。

校区まちづくり協議会の形成と活動が市民の地域活動への意識を高め、地域コミュニティの再生につながるよう、市は「公助」としての措置を図っていきます。支援策は、このようなことを念頭に置いて整備するものです。

～ 市の支援策 ～

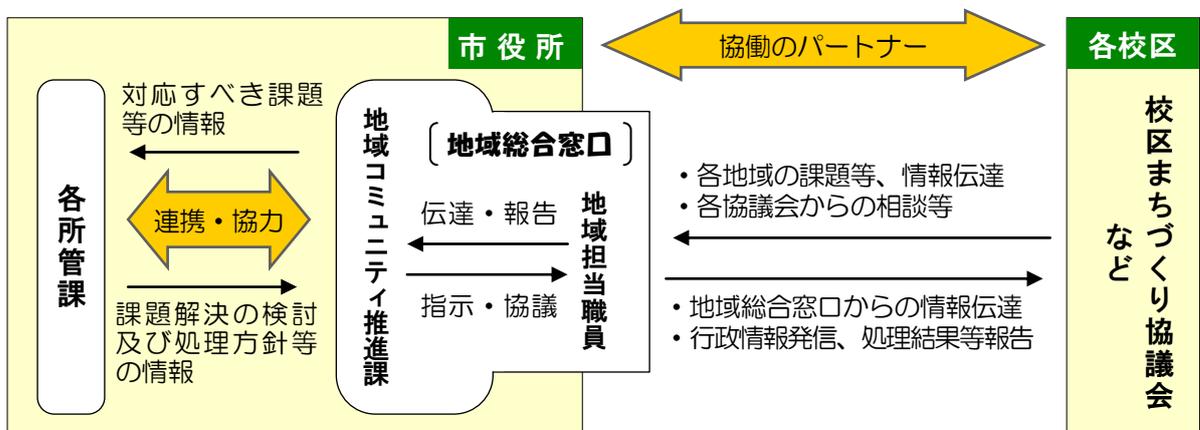
地域コミュニティ再生に必要な地域課題の克服のために、人的・物的・資金的な地域支援策も行うことによって、協働による地域づくり（まちづくり）を進めていきます。

1. 人的支援（地域総合窓口、地域担当職員）

【地域総合窓口の設置】

「地域コミュニティ基本指針」に基づき、各地域における校区まちづくり協議会の形成に向けた取り組みなどを支援していくため、市民部の中に新たに部レベルでの市民協働推進室を設置しました。（平成25年度の機構改革で市民協働部となる。）

併せて、市民生活課より住民組織に関すること及び生涯学習課より町内公民館の窓口に関する事務を移管し、地域総合窓口（地域コミュニティ推進課）を設置しました。



【地域担当職員の役割】

平成23年4月時点、5人配置（受け持ち…1人当たり4校区程度）

- **地域と行政のパイプ役**…地域と行政相互が対等の関係で理解・協力し信頼関係を築いていけるよう、地域と行政との橋渡しのかつ潤滑油となる役割。
- **まちづくり推進のサポート役**…地域と行政が共に住みよい地域づくりを目指すため、校区まちづくり協議会の形成に向けた働きかけや支援を地域と協力しながら進めていく役割。

地域での主な職務

- 1 行政情報や地域づくりに関連する情報の提供
- 2 地域の課題、要望等の把握、相談への対応（個人的なものは除く）
- 3 地域の組織・団体など実態の把握
- 4 校区まちづくり協議会の形成に向けた働きかけ
 - ・ 地域での説明会の開催
 - ・ 未組織地域、未加入者に対して（地域住民と一緒に活動） など
- 5 このほか、地域のまちづくりの推進に関すること
 - ・ 校区まちづくり交付金の申請、決算報告の受付
 - ・ 校区まちづくり協議会または校区連協の会議へ出席 など

2. 物的支援（校区活動拠点の確保）

校区まちづくり協議会が継続的に活動するためには、活動の拠点となる「常設の場所」の確保が必要となります。各校区が安心して校区まちづくり協議会の形成を進め、活動に取り組んでいくことができるよう、活動拠点の確保に関する基本的な考え方を整理します。

① 各校区の活動拠点確保の方向性

校区まちづくり協議会の安定的な運営を充実させるため、各校区にコミュニティセンターを整備します。コミュニティセンターの整備に当たっては、地区公民館など既存の公共施設の活用を原則としますが、それによりがたい場合は新設します。

② 各校区にコミュニティセンターを設置するまでの措置

各校区へのコミュニティセンターの設置には様々な課題があり、すぐに具体化することはできません。そこで当面は、校区まちづくり協議会が常設の事務所を確保することを目的として、民間等の施設を借り上げる場合は支援します。

3. 資金的支援（校区まちづくり交付金）

（1）交付金の交付対象となる校区まちづくり協議会の認定要件

【加入率】 校区の世帯の 50%以上が加入していること（加入した町内公民館及び自治会の世帯数の国勢調査推計世帯数に対する割合）。

ただし、加入率が 40%以上 50%未満の場合は、設立後5年以内に参加率 50%以上を目指すことを条件に対象としますが、その間は校区運営交付金の算定に逡減率を用います。

【規 約】 以下の内容を備えた規約を有すること

- ・意思決定、役員選出などにおいて民主的運営を行うこと
- ・事業計画、予算を作り、執行の透明性を確保し、決算を行うこと

【財 源】 ・自主財源を有していること

（2）校区まちづくり協議会への交付金制度

■新しい交付金制度の内容

（a）運営に対する交付金

名 称		内 容			
①	運営交付金	・ 校区の全住民を対象として活動する組織であるため、算定には校区人口を用いる。 ・ 年：校区人口 × 100 円 最低 30 万円（3 千人分）とする。 ・ 加入世帯率に応じて逡減・逡増する。			
		加入率	逡減	加入率	逡増
		40%～	0.8	60%～	1.1
		45%～	0.9	70%～	1.2
		50%～	1.0		

(b) 事業費に対する交付金

名 称	内 容																					
② 校区活性化事業交付金	<ul style="list-style-type: none"> 以下の目的で校区を挙げて取り組む事業で、市に計画を提出し認められた事業。 「住民自治機能」「安心安全な地域社会の形成」「生活環境の維持・改善」 「地域資源の保護・伝承」「交流・親睦、支え合い」「青少年の育成・啓発」 「情報発信・情報共有」 校区全住民を対象とした事業であるため、算定には校区人口を用いる。 校区人口に応じて5段階で設定。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>校区人口</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000人未満</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>2,000人以上</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>4,000人以上</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>6,000人以上</td> <td>24万円</td> </tr> <tr> <td>8,000人以上</td> <td>26万円</td> </tr> </tbody> </table>	校区人口	交付額	2,000人未満	18万円	2,000人以上	20万円	4,000人以上	22万円	6,000人以上	24万円	8,000人以上	26万円									
校区人口	交付額																					
2,000人未満	18万円																					
2,000人以上	20万円																					
4,000人以上	22万円																					
6,000人以上	24万円																					
8,000人以上	26万円																					
③ 町内振興事業等交付金	<ul style="list-style-type: none"> 以下の目的で、5世帯以上の自治会または町内公民館が取り組む事業や運営に関するもので、市に計画を提出し認められた事業。 「住民自治機能」「安心安全な地域社会の形成」「生活環境の維持・改善」 「地域資源の保護・伝承」「交流・親睦、支え合い」「青少年の育成・啓発」 「情報発信・情報共有」、「会議費」「印刷費」「館の光熱水費」等 算定の基礎は自治会、町内公民館の事業だが、交付先は校区まちづくり協議会。 自治会、町内公民館の世帯数に応じて6段階で算定。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯数</th> <th>世帯割</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5世帯以上</td> <td>250円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>20世帯以上</td> <td>250円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>50世帯以上</td> <td>200円</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>150円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>200世帯以上</td> <td>100円</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>500世帯以上</td> <td>0円</td> <td>120,000円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯数	世帯割	加算額	5世帯以上	250円	24,000円	20世帯以上	250円	30,000円	50世帯以上	200円	34,000円	100世帯以上	150円	40,000円	200世帯以上	100円	54,000円	500世帯以上	0円	120,000円
世帯数	世帯割	加算額																				
5世帯以上	250円	24,000円																				
20世帯以上	250円	30,000円																				
50世帯以上	200円	34,000円																				
100世帯以上	150円	40,000円																				
200世帯以上	100円	54,000円																				
500世帯以上	0円	120,000円																				

(c) 校区活動拠点に対する交付金

名 称	内 容
④ 校区活動拠点確保交付金	公共施設が活用できない場合の施設借り上げ費。 家賃（上限3万円/月）
⑤ 校区活動拠点整備初期投資交付金	校区拠点に必要な機器等の購入経費及び改装費の実費。 1校区一回限り、上限50万円

(d) その他の交付金

名 称	内 容
⑥ 加入対策交付金	<ul style="list-style-type: none"> 加入対策を行う校区まちづくり協議会に交付（印刷費、事務連絡費など）。 年5万円（5年間の時限的交付）
⑦ 校区まちづくり計画策定交付金	<ul style="list-style-type: none"> 校区まちづくり計画策定への支援（コンサル委託料や印刷製本費など）。 計画は、校区まちづくり協議会の形成後、地域の現状と課題等を分析し、それに応じた部会を組織することなどに利用する。 1校区一回限り、上限40万円

※なお、以上の新しい交付金の申請先は地域総合窓口（地域コミュニティ推進課）、交付先は校区まちづくり協議会とします。